

議会構成の変更

西川議長、宮寄副議長の辞職により、議長、副議長の選挙が行われ、結果は以下の通りです。

【議長選挙】

丸山恵二議員 6票
宮寄光一議員 5票
山田裕康議員 1票

【副議長選挙】

山田裕康議員 6票
阪東佐智男議員 5票
無効票 1票

※西澤議員は、監査委員の任務に励み公金着服事件の解明、北川町長による延滞金返金事件の追及などに尽力したことを評価し、議長・副議長とも山田裕康議員に投票しました。



条例に基づき、各常任委員会が改選され、次のように委員長が互選されました。

◇【総務民生常任委員会】

委員長 西澤伸明
副委員長 西川誠一

◇【産業建設教育常任委員会】

委員長 山田裕康
副委員長 田中章浩

◇【予算・決算常任委員会】

委員長 木村修
副委員長 野瀬欣廣

◇【議会広報特別委員会】

委員長 山田裕康
副委員長 阪東佐智男

◇【議会運営委員会】

委員長 山田裕康
副委員長 西川誠一

◇【議会選出監査委員】岡田隆行

議会の役割 町民の声と良識を代弁した論議こそ

2月5日、全員協議会と臨時議会が開かれました。全員協議会では着服事件の被害額が監査委員により認定されたことが報告されました。(後日詳しく紹介します)

議長選挙は立候補方式で

全員協議会で、西澤議員は「議長選挙立候補方式」を次のような趣旨で提案。

議会運営の要は議長にあります。その議長選を巡って「数合わせ」や様々な思惑がからんで、肝心な「議会の役割を充実させるためには、どんな改革が必要か」などの論議が置き去りにされている感があります。そこで、今までの経験を踏まえて、公開の場で、堂々と議長の任につく所信を表明し、行政の監視・ご意見役として民主的運営と発言権の強化に努力する方向を示す義務を課さねばならないと考えます。いわば、議長選挙での「公約」を発表する機会を設定する必要があります。——「要綱案」で立候補、所信表明などの運営手順を明記した文書を配布しました——。

西澤議員の提案に対し、賛同も否定も意見は出ず、西川議長は「にわかな提案なので、一年かけて検討課題としたい」との扱いでとどめられました。

ご意見・願いを

平成30年度の予算・事業計画などが審議される3月議会が2月22日の議会運営委員会から始まります。ご要望ご意見などお寄せくださればありがたいです。

「JA 東びわこ農協推薦」問題 町長のクリーンが問われる

去る1月17日付朝刊で折り込まれた「お詫びと訂正」と題するチラシで、去年の町長選挙で野瀬陣営に対する「JA 東びわこ農協推薦」は虚偽だったことが明白になりました。

全員協議会で、西澤議員は町長選挙で有権者の判断をゆがめたものであり、黙過できないとして、次の諸点を指摘しました。——①このチラシは野瀬町長自身のお詫びではないこと。②明らかに投票行動に影響を与えた記載であり、野瀬町長の職歴からしても「軽率だった」とか「単純ミス」などで済まされる問題ではない。農協は長年、地域農業に深くかかわっており「農協の推薦」は、言わば信頼のブランド効果を発揮するもの。④西澤宅にも複数の訴えが寄せられており、「支持獲得」の意図を持った確信犯だ、との声も中にある——。

そのうえで、町長は何よりも清潔でなければならない。行政の最高責任者として采配を振るう上で、自己の公選法違反行為のけじめを付けなければならないのではないかと。まず、この事実を語る必要があるのではないのでしょうか。

建部議員も別の立場からこの問題を指摘しました。

【参照】公職選挙法第235条（虚偽事項の公表罪）

第1項 …（前略）…政党その他の団体の推薦若しくは支持に関し虚偽の事項を公にした者は、2年以下の禁固又は30万円以下の罰金に処する。

甲良民報

2018年2月11日 726号
発行責任：日本共産党甲良町議員
連絡：甲良町在士463（西澤）
Tel：38-4949 Fax：38-2242

ご意見・ご要望をどうぞ。 ☆くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123 松元たけし 38-3875

◎日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】